

品川区職員自主研究グループ助成要綱

制定	昭和 53 年 8 月 14 日	区長決定	要綱第 4 9 号
改正	平成 8 年 7 月 17 日		要綱第 5 6 号
	平成 13 年 3 月 21 日		要綱第 2 8 号
	平成 24 年 4 月 2 日		要綱第 9 5 号
	平成 27 年 2 月 16 日		要綱第 1 1 号
	平成 28 年 1 月 4 日		要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主研究グループ（以下「グループ」という。）の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の内容)

第 2 条 グループに対する助成は、次に掲げるものについて行う。

- (1) 研究活動に要する講師謝礼、研究会場の借上げ費、研究資料等の購入および印刷費の助成
- (2) 講師、会場および資料等の紹介
- (3) その他区長が必要と認める助成

(助成対象の要件)

第 3 条 助成の対象となるグループは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 区政に関する事項の調査・研究、または区の職員にとって必要な知識・技能の学習を通して職員としての資質の向上を目指すグループであること
- (2) 5 人以上の品川区職員で構成されていること
- (3) 希望者が自由に加入できるものであること

(審査会)

第 4 条 区長は、グループの助成について、次の事項に掲げる事項を審査するため、自主研究グループ助成審査会（以下「審査会」という）を設置する。

- (1) 助成の適否に関すること
- (2) 助成の額に関すること
- (3) 助成金の返還に関すること

(審査会の組織)

第 5 条 審査会は、会長および委員 5 人をもって組織する。

- 2 会長は、総務部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 企画調整課長
 - (2) 総務課長
 - (3) 人事課長

(4) 庶務課長

(審査会の運営)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとするグループの代表者は、研究課題その他必要な事項を記載した助成申請書(第1号様式)を別に定める期日までに区長に提出するものとする。

(助成の決定および通知)

第8条 前条により助成の申請があったときは、区長は、審査会の審査を経て助成の適否および額を決定し、その結果を前条のグループの代表者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第9条 助成の決定通知を受けたグループの代表者は、事業計画および予算書を添えて請求書(第2号様式)を別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

(研究実績報告書等の提出)

第10条 グループの代表者は、研究実績報告書(第3号様式)を翌年度の4月末日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で研究が終了したときは、研究の終了後2ヶ月以内に区長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 グループが、次の各号の一に該当するときは、区長は、審査会の審査を経て、既に交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 正当な理由なく研究課題を変更したとき

(3) 正当な理由なく研究実績報告書を提出しなかったとき

(4) その他助成金交付の条件に違反したとき

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則 (平成8年7月17日第7条、第10条改正 要綱第56号)

この要綱は、平成8年7月1日から適用する。

付 則 (平成13年3月21日第5条改正 要綱第28号)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年4月2日第3条、第7条改正 要綱第95号)

この要綱は、平成24年4月2日から適用する。

付 則 (平成27年2月16日第5条第5項改正 要綱第11号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年1月4日第7条改正 要綱第2号)

この要綱は、平成28年1月4日から適用する。